

(別添)

飼料として使用する粃米への農薬の使用について（平成21年4月20日付け21消安第658号、21生畜第223号農林水産省消費・安全局農産安全管理課長、畜水産安全管理課長、生産局農業生産支援課長及び畜産部畜産振興課長連名通知）

新旧対照表

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">21消安第658号 21生畜第223号 平成21年4月20日 消費・安全局 農産安全管理課長 畜水産安全管理課長 生産局 農業生産支援課長 畜産部畜産振興課長</p> <p>改正平成22年9月7日 22消安第5109号 22生畜第1165号 改正平成23年11月17日 23消安第4124号 23生畜第1825号 改正平成24年12月7日 24消安第4222号 24生畜第1700号 改正平成25年7月1日 25消安第1579号 25生畜第490号 改正平成25年10月30日 25消安第3567号 25生産第2254号 25生畜第1320号 改正平成28年8月8日 28消安第2005号 28生畜第591号 28政統第678号 最終改正平成29年12月1日 29消安第4264号 29生畜第789号 29政統第1223号</p>	<p style="text-align: center;">21消安第658号 21生畜第223号 平成21年4月20日 消費・安全局 農産安全管理課長 畜水産安全管理課長 生産局 農業生産支援課長 畜産部畜産振興課長</p> <p>改正平成22年9月7日 22消安第5109号 22生畜第1165号 改正平成23年11月17日 23消安第4124号 23生畜第1825号 改正平成24年12月7日 24消安第4222号 24生畜第1700号 改正平成25年7月1日 25消安第1579号 25生畜第490号 改正平成25年10月30日 25消安第3567号 25生産第2254号 25生畜第1320号 最終改正平成28年8月8日 28消安第2005号 28生畜第591号 28政統第678号</p>
<p style="text-align: center;">飼料として使用する粃米への農薬の使用について</p> <p>近年、生産及び利用が拡大している飼料用米については、粃すりをせずに粃米のまま家畜に給与する取組が普及していますが、粃は、散布された農薬が直接付着する部位であることから、粃米は、玄米に比べ、農薬の残留量が多いことが確認されています。</p> <p>このため、農林水産省では、粃米を給与した家畜から生産した畜産物の安全確保を図るため、「飼料の有害物質の指導基準及び管理基準について」（昭和63年10月14日付け63畜B第2050号農林水産省畜産局長通知）を改正し、出穂以降、飼料用米に使用される農薬の成分については、飼料となる粃米の有害物質の管理の対象となる基準値（以下「粃米の基準値」という。）を順次定めているところです。</p>	<p style="text-align: center;">飼料として使用する粃米への農薬の使用について</p> <p>近年、生産及び利用が拡大している飼料用米については、粃すりをせずに粃米のまま家畜に給与する取組が普及していますが、粃は、散布された農薬が直接付着する部位であることから、粃米は、玄米に比べ、農薬の残留量が多いことが確認されています。</p> <p>このため、農林水産省では、粃米を給与した家畜から生産した畜産物の安全確保を図るため、「飼料の有害物質の指導基準及び管理基準について」（昭和63年10月14日付け63畜B第2050号農林水産省畜産局長通知）を改正し、出穂以降、飼料用米に使用される農薬の成分については、飼料となる粃米の有害物質の管理の対象となる基準値（以下「粃米の基準値」という。）を順次定めているところです。</p>

一方、下記の3に掲げる農薬の成分（粳米の基準値が定められている又は粳米に残留しない農薬の成分）以外については、粳米を給与した家畜から生産した畜産物の安全性が確認されていないことから、下記1及び2のとおり有害物質の低減対策を行うこととしましたので、貴職から、貴局管内の各都道府県及び関係機関に通知していただくとともに、農家等の関係者に対し周知、指導の徹底をお願いします。

なお、農林水産省において作成している「多収品種の栽培マニュアル」においても当該対策について記載していますので、御留意の上、指導等に御活用ください。

また、本通知については、今後、粳米の基準値が新たに定められた場合には、適宜見直すこととしています。

記

1 及び 2 【略】

3 ただし、以下の農薬の成分については、上記1及び2の低減対策を要しない。

燐酸第二鉄、ACN（キノクラミン）、BPMC（フェノブカルブ）、PAP（フェントエート）、アジムスルフロン、アゾキシストロビン、イソチアニル、イソプロチオラン、イミダクロプリド、エチプロール、オキシリニック酸、オリサストロビン、カルフェントラゾンエチル、クロチアニジン、クロマフェノジド、ジノテフラン、シハロホップブチル、シメコナゾール、シラフルオフエン、チアメトキサム、チオファネートメチル、ニテンピラム、ヒドロキシイソキサゾール、ピロキロン、フェリムゾン、ブプロフェジン、フラメトピル、フルセトスルフロン、フルトラニル、プロベナゾール、ペノキススラム、マラソン（マラチオン）、メトキシフェノジド、メトミノストロビン及びメプロニル

なお、上記の農薬の成分を含む農薬の種類は別紙のとおりです。ただし、農薬取締法（昭和23年法律第82号）第2条第1項の規定に基づく農薬の登録がされ、かつ、農薬の種類が上記の農薬の成分の組合せであれば、別紙の限りではありません。

別 紙

○殺虫剤

一方、下記の3に掲げる農薬の成分（粳米の基準値が定められている又は粳米に残留しない農薬の成分）以外については、粳米を給与した家畜から生産した畜産物の安全性が確認されていないことから、下記1及び2のとおり有害物質の低減対策を行うこととしましたので、貴職から、貴局管内の各都道府県及び関係機関に通知していただくとともに、農家等の関係者に対し周知、指導の徹底をお願いします。

なお、農林水産省において作成している「多収品種の栽培マニュアル」においても当該対策について記載していますので、御留意の上、指導等に御活用ください。

また、本通知については、今後、粳米の基準値が新たに定められた場合には、適宜見直すこととしています。

記

1 及び 2 【略】

3 ただし、以下の農薬の成分については、上記1及び2の低減対策を要しない。

ACN（キノクラミン）、BPMC（フェノブカルブ）、PAP（フェントエート）、アジムスルフロン、アゾキシストロビン、イソチアニル、イソプロチオラン、エチプロール、オキシリニック酸、オリサストロビン、カルフェントラゾンエチル、クロチアニジ、クロマフェノジド、ジノテフラン、シハロホップブチル、シメコナゾール、シラフルオフエン、チアメトキサム、チオファネートメチル、ニテンピラム、ヒドロキシイソキサゾール、ピロキロン、フェリムゾン、ブプロフェジン、フラメトピル、フルセトスルフロン、フルトラニル、プロベナゾール、ペノキススラム、マラソン（マラチオン）、メトキシフェノジド、メトミノストロビン及びメプロニル

なお、上記の農薬の成分を含む農薬の種類は別紙のとおりです。ただし、農薬取締法（昭和23年法律第82号）第2条第1項の規定に基づく農薬の登録がされ、かつ、農薬の種類が上記の農薬の成分の組合せであれば、別紙の限りではありません。

別 紙

○殺虫剤

燐酸第二鉄粒剤

B P M C 乳剤
B P M C 粉剤
B P M C ・ P A P 粉剤
P A P 乳剤
P A P 粉剤
イミダクロプリド水和剤
イミダクロプリド粒剤
エチプロール水和剤
エチプロール粉剤
エチプロール粉粒剤
エチプロール粒剤
エチプロール・シラフルオフエン水和剤
エチプロール・シラフルオフエン粉剤
クロチアニジン水溶剤
クロチアニジン水和剤
クロチアニジン粉剤
クロチアニジン粒剤
クロマフェノジド水和剤
クロマフェノジド・シラフルオフエン粉剤
ジノテフラン液剤
ジノテフラン剤
ジノテフラン水溶剤
ジノテフラン粉剤
ジノテフラン粒剤
ジノテフラン・ブプロフェジン水和剤
シラフルオフエン乳剤
シラフルオフエン粉剤
チアメトキサム水和剤
ニテンピラム水溶剤
ニテンピラム粉剤
ニテンピラム粒剤
ブプロフェジン水和剤
ブプロフェジン粉剤
ブプロフェジン粒剤
ブプロフェジン・B P M C 粉剤
マラソン乳剤
マラソン粉剤
マラソン・B P M C 乳剤
マラソン・B P M C 粉剤

(新設)

B P M C 乳剤
B P M C 粉剤
B P M C ・ P A P 粉剤
P A P 乳剤
P A P 粉剤
(新設)
(新設)
エチプロール水和剤
エチプロール粉剤
エチプロール粉粒剤
エチプロール粒剤
エチプロール・シラフルオフエン水和剤
エチプロール・シラフルオフエン粉剤
クロチアニジン水溶剤
クロチアニジン水和剤
クロチアニジン粉剤
クロチアニジン粒剤
クロマフェノジド水和剤
クロマフェノジド・シラフルオフエン粉剤
ジノテフラン液剤
ジノテフラン剤
ジノテフラン水溶剤
ジノテフラン粉剤
ジノテフラン粒剤
ジノテフラン・ブプロフェジン水和剤
シラフルオフエン乳剤
シラフルオフエン粉剤
チアメトキサム水和剤
ニテンピラム水溶剤
ニテンピラム粉剤
ニテンピラム粒剤
ブプロフェジン水和剤
ブプロフェジン粉剤
ブプロフェジン粒剤
ブプロフェジン・B P M C 粉剤
マラソン乳剤
マラソン粉剤
マラソン・B P M C 乳剤
マラソン・B P M C 粉剤

メトキシフェノジド水和剤
メトキシフェノジド粉剤

○殺菌剤

アゾキシストロビン水和剤
アゾキシストロビン粉剤
アゾキシストロビン粉粒剤
イソチアニル粒剤
イソプロチオラン水和剤
イソプロチオラン乳剤
イソプロチオラン粉剤
イソプロチオラン粉粒剤
イソプロチオラン粒剤
イソプロチオラン・ピロキロン粒剤
イソプロチオラン・フルトラニル粒剤
オキシリニック酸水和剤
オキシリニック酸粉剤
オリサストロビン粒剤
シメコナゾール粒剤
シメコナゾール・メトミノストロビン粒剤
チオフアネートメチル水和剤
チオフアネートメチル粉剤
ヒドロキシイソキサゾール液剤
フェリムゾン水和剤
フラメトピル粒剤
フラメトピル・プロベナゾール粒剤
(削る。)
フルトラニル水和剤
フルトラニル乳剤
フルトラニル粉剤
フルトラニル粒剤
プロベナゾール粉粒剤
プロベナゾール粒剤
メトミノストロビン剤
メトミノストロビン粒剤
メプロニル水和剤
メプロニル粉剤

○殺虫殺菌剤

エチプロール・イソプロチオラン粒剤

メトキシフェノジド水和剤
メトキシフェノジド粉剤

○殺菌剤

アゾキシストロビン水和剤
アゾキシストロビン粉剤
アゾキシストロビン粉粒剤
イソチアニル粒剤
イソプロチオラン水和剤
イソプロチオラン乳剤
イソプロチオラン粉剤
イソプロチオラン粉粒剤
イソプロチオラン粒剤
イソプロチオラン・ピロキロン粒剤
イソプロチオラン・フルトラニル粒剤
オキシリニック酸水和剤
オキシリニック酸粉剤
オリサストロビン粒剤
シメコナゾール粒剤
シメコナゾール・メトミノストロビン粒剤
チオフアネートメチル水和剤
チオフアネートメチル粉剤
ヒドロキシイソキサゾール液剤
フェリムゾン水和剤
フラメトピル粒剤
フラメトピル・プロベナゾール粒剤
フラメトピル・メトミノストロビン粒剤
フルトラニル水和剤
フルトラニル乳剤
フルトラニル粉剤
フルトラニル粒剤
プロベナゾール粉粒剤
プロベナゾール粒剤
メトミノストロビン剤
メトミノストロビン粒剤
メプロニル水和剤
メプロニル粉剤

○殺虫殺菌剤

エチプロール・イソプロチオラン粒剤

エチプロール・オリサストロビン粒剤
エチプロール・メトミノストロビン剤
エチプロール・メトミノストロビン粒剤
クロチアニジン・フラメトピル粒剤
ジノテフラン・チオファネートメチル水和剤
ジノテフラン・チオファネートメチル粉剤
ジノテフラン・ブプロフェジン・フルトラニル粉剤
ジノテフラン・フラメトピル粒剤
ジノテフラン・メトミノストロビン剤
ジノテフラン・メトミノストロビン粒剤
チアメトキサム・アゾキシストロビン水和剤
ブプロフェジン・BPMC・イソプロチオラン粉剤
ブプロフェジン・BPMC・フルトラニル粉剤
ブプロフェジン・イソプロチオラン・フラメトピル粒剤
ブプロフェジン・フルトラニル水和剤
ブプロフェジン・フルトラニル粒剤

○除草剤

ACN剤
ACN粒剤
アジムスルフロン・カルフェントラゾンエチル・フルセトスルフロン粒剤
アジムスルフロン・シハロホップブチル粒剤
カルフェントラゾンエチル・フルセトスルフロン粒剤
シハロホップブチル乳剤
シハロホップブチル粒剤
フルセトスルフロン水和剤
フルセトスルフロン粒剤
ペノキススラム水和剤

以上

エチプロール・オリサストロビン粒剤
エチプロール・メトミノストロビン剤
エチプロール・メトミノストロビン粒剤
クロチアニジン・フラメトピル粒剤
ジノテフラン・チオファネートメチル水和剤
ジノテフラン・チオファネートメチル粉剤
ジノテフラン・ブプロフェジン・フルトラニル粉剤
ジノテフラン・フラメトピル粒剤
ジノテフラン・メトミノストロビン剤
ジノテフラン・メトミノストロビン粒剤
チアメトキサム・アゾキシストロビン水和剤
ブプロフェジン・BPMC・イソプロチオラン粉剤
ブプロフェジン・BPMC・フルトラニル粉剤
ブプロフェジン・イソプロチオラン・フラメトピル粒剤
ブプロフェジン・フルトラニル水和剤
ブプロフェジン・フルトラニル粒剤

○除草剤

ACN剤
ACN粒剤
アジムスルフロン・カルフェントラゾンエチル・フルセトスルフロン粒剤
アジムスルフロン・シハロホップブチル粒剤
カルフェントラゾンエチル・フルセトスルフロン粒剤
シハロホップブチル乳剤
シハロホップブチル粒剤
フルセトスルフロン水和剤
フルセトスルフロン粒剤
ペノキススラム水和剤

以上